

プリペイドカード利用規約

第1条（適用範囲）

本規約は、長崎タクシー共同集金株式会社（以下、「当社」といいます。）が発行するプリペイドカード（以下、「本プリペイドカード」といいます。）に関する取扱いについて定めるものです。お客様は、本規約の内容を十分に理解し、本規約に同意した上で、本プリペイドカードを購入し、ご利用下さい。

第2条（取扱い事業者）

本プリペイドカード取扱い事業者（以下、「NTネットワーク加盟店」といいます。）とは、別表に定めるところによります。なお、NTネットワーク加盟店所属のタクシー営業車には車両内外の見やすいところに、当社の指定する加盟店標識を掲示しています。特に長崎交通圏（長崎市、時津町、長与町、市町村合併前の多良見町）のNTネットワーク加盟店所属のタクシー営業車には当社で指定する天上灯（屋上灯）を搭載しています。また、タクシー事業者以外のNTネットワーク加盟店には、当社の指定する加盟店標識を店舗の出入口等に掲示しています。

第3条（特徴）

本プリペイドカードは、貨幣価値情報を電子データに代えて、繰り返し入金（以下、「積み増し入金」といいます。）することができます。また、電子データの残高（以下、「支払可能額」といいます。）の範囲内で、第11条の規定に従いNTネットワーク加盟店所属のタクシー乗車賃決済やタクシー事業者以外のNTネットワーク加盟店での商品等の購入またはサービスの提供を受ける際に利用することができます。

第4条（契約の成立）

本プリペイドカードの使用にかかわる契約は、使用者が本プリペイドカードを購入したときに両者の間において成立するものとします。

第5条（所有権）

本プリペイドカードの所有権は当社に帰属します。

第6条（発売額）

1. 本プリペイドカードの発売額は5,000円とします。
2. なお、発売額が5,000円未満の場合には、所定の費用を徴収致します。

第7条（積み増し入金の方法）

1. 本プリペイドカードへの積み増し入金は、当社窓口、「NTネットワーク加盟店」所属のタクシー営業車内にて行います。なお、タクシー事業者以外のNTネットワーク加盟店では積み増し入金できませんのでご注意ください。
2. お客様は現金により本プリペイドカードへの積み増し入金をすることができます。なお、現金以外のタクシー乗車券、金券、クレジットカード決済等での入金はできません。
3. 本プリペイドカードの蓄積限度額は50,000円、プレミアムを含む支払可能額は60,000円、積み増し入金の金額は1,000円以上49,000円（1,000円単位）までとします。

第8条（プレミアム）

初期発売額および積み増し入金については、それぞれ発売金額もしくは入金金額に所定の料率で計算した金額を本プリペイドカード支払可能額（プレミアム）として上乗せします。

第9条（発売額、積み増し入金及び利用金額の確認）

お客様は、本プリペイドカードの発売額、積み増し入金額（プレミアムを含む金額）、タクシー乗車代金精算時、商品等の購入またはサービスの提供時の利用明細及び未使用残高について、当社が指定する書面（以下、「本レシート等」といいます。）を当社もしくは「NTネットワーク加盟店」から受取るものとし、当該本レシート等に記載された事項に過誤がないことを確認しなければなりません。なお、この場合当該本レシート等受取り時にお客様から特段の申し出がないかぎり、お客様が当該記載事項に過誤がないことを確認したものとします。

第10条（残高確認の方法）

1. お客様は第9条のとおり、本レシート等による残高照会のほか、当社窓口もしくは「NTネットワーク加盟店」の営業車内もしくはタクシー事業者以外の「NTネットワーク加盟店」において本プリペイドカードを提示することにより、残高照会をすることができます。
2. 当社の指定するウェブサイトにて残高を確認する場合は、本プリペイドカード裏面に記載された16桁のカード番号およびPIN番号が必要です。
3. 当社の指定するウェブサイトにおいては、残高のほか利用履歴を確認することができます。ただし、システムの都合上、ウェブサイト上で表示することができる履歴内容、履歴件数は当社が定めます。

第11条（利用方法）

1. お客様は、当社「NTネットワーク加盟店」の運行するタクシーに乗車した際、当該タクシー乗車賃の決済のため、また、タクシー事業者以外の「NTネットワーク加盟店」での商品等の購入またはサービス提供時の代金決済のため、本プリペイドカードを提示して利用することができます。
2. 本プリペイドカードは、「NTネットワーク加盟店」において、本プリペイドカードを処理する機器（以下、「所定の機器」）といいます。）により利用しなければなりません。
3. お客様のタクシー乗車賃の金額もしくは商品等の購入またはサービス提供時の代金が、支払可能額の範囲内で所定の機器を通じての支払いが行われた場合、精算が完了したものととなります。
4. お客様から提示された本プリペイドカードの支払可能額がタクシー乗車賃の金額や商品等の購入またはサービス提供時の代金に満たない場合には、精算が完了しないので、不足額を別途現金等もしくは所定の手続きで本プリペイドカードへの積み増し入金後に支払いいただくこととなります。なお、積み増し入金については、第7条（積み増し入金の方法）を確認して下さい。
5. 本プリペイドカードを複数枚所持の場合、タクシー乗車代金精算時や商品等の購入またはサービス提供時の代金にそれぞれの支払可能額での利用はできません。ただし、複数枚の本プリペイドカードを1枚のカードに統合することはできません。
6. お客様と「NTネットワーク加盟店」との取引において、本プリペイドカードをご利用した後、万一、クレームその他の問題が生じた場合には、お客様と当該「NTネットワーク加盟店」との間で解決をお願いすることとしますが、もし解決できない場合は当社窓口へ相談して下さい。

第12条（払戻し等）

原則として、本プリペイドカードの払い戻し、返金及び換金等はできません。

ただし、当社が経済情勢の変化、法令の改廃その他、当社の都合により本プリペイドカードの取扱いを全面的に廃止した場合には、お客様に対して当社所定の方法により本プリペイドカードの払戻しを致します。

第13条（再発行）

1. 本プリペイドカードの盗難または紛失等による再発行はできません。
2. 本プリペイドカードの破損等によって、所定の機器で使用できない場合に、別に定める再発行申請書を提出し、かつ当該本プリペイドカードを提示したときは、当該本プリペイドカードを回収し、新しい本プリペイドカード（ただし、カード番号が変わります）の再発行を行います。
3. 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず、再発行の取扱いを行いません。
 - (1)本プリペイドカードが、磁気情報または本プリペイドカード裏面に記載された16桁のカード番号等から特定することが不可能である場合。
 - (2)お客様の故意または重大な過失により本プリペイドカードが障害状態となったと認められる場合。
 - (3)当社所定の手数料を支払わない場合。

第14条（利用停止）

当社は、次のいずれかに該当するときは、本プリペイドカードの利用を停止し、または本プリペイドカード自体を失効させ、また、無効扱いとします。この場合、お客様は本プリペイドカードを当社に必ず引き渡さなければなりません。

- (1)お客様が不正な方法により本プリペイドカードを取得し、または不正な方法で取得された本プリペイドカードであることを知って利用した場合。
- (2)本プリペイドカードが改造、偽造または変造されたものである場合。
- (3)お客様が本規約に違反した場合。
- (4)前各号に掲げるほか、当社が本プリペイドカードの利用の停止を必要とする相当の事由があると判断した場合。

第15条（有効期限）『重要事項』

本プリペイドカードの支払可能額は所定の機器での最後の利用日から5年間ご利用がない場合は失効し、払い戻しは致しません。

第16条（利用の制限、中止または中断）

1. 当社は以下の場合、「NTネットワーク加盟店」における本プリペイドカードの取扱い並びに利用を制限、中止または中断することがあります。
 - (1)本プリペイドカードの破損又は所定の機器に故障もしくは天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピューターシステム異常等の不可効力により本プリペイドカード取扱いが困難であると当社が認めた場合。
 - (2)当社がコンピューターシステムの保守等、止むを得ない事情により、当社が本プリペイドカードの取扱いの中止を必要とした場合。

2. 本条に基づくサービスの制限、中止または中断に対し、当社はその責めを負わないものとします。

第17条（免責）

本プリペイドカードが盗難、偽造もしくは変造された場合、そのために生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。

第18条（質権等担保権設定の禁止）

1. お客様は、本プリペイドカードに質権等の担保の設定を一切することができません。
2. 当社は、お客様が前項に違反した場合、当該違反から生じるトラブル等に一切関与しないものとし、かつ一切責任を負わないものとします。

第19条（本規約の変更または廃止等）

1. 本規約および利用できる「NTネットワーク加盟店」の範囲は、経済情勢の変化、法令の改廃その他当社の都合により、変更または廃止することができます。また、かかる変更または廃止のために、本プリペイドカードの全部または一部の利用を停止することができます。
2. 本規約を変更または廃止したときは、当社のホームページにおける表示により告知致します。

第20条（発行保証金の還付）

1. 当社は、発行保証金の供託その他の手段により、本プリペイドカードにかかる前受金について「資金決済に関する法律」に定める割合で必要に応じ保全措置を行います。
2. 当社の破産等により、本プリペイドカードが利用できなくなったときは、前項の保全措置により必要に応じ供託された当該本プリペイドカードにかかる発行保証金について、同法の規定に基づき一定期間内に福岡財務支局に申し出て還付を受けることのできる制度があります。よってお客様は、還付手続の開始が官報等により公示された後に、福岡財務支局に申し出て、所定の手続きを経たうえで還付を受けることができます。

第21条（管轄）

本規約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合は、長崎地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

付則 この利用規約は平成28年12月1日から適用します。

【本プリペイドカードに関するお客様ご相談窓口】

長崎タクシー共同集金株式会社

長崎市出島町12番20号

TEL 095-825-4191(連絡先)

ホームページ <http://www.nagasaki-taxiticket.com/>

以上

「NTネットワーク加盟店」については、別表をご参照下さい。